

第十七回本郷ふじやま公園古民家歴史部会歴史散策

平成 18 年 12 月 2 日

(鍛冶ヶ谷村年貢津出し道筋探訪)

平成 18 年 11 月 15 日

古民家歴史部会 柳下 木島

今回小岩井家の古文書に出てた江戸時代（寛保 3 年、文政 4 年）鍛冶ヶ谷村の年貢米は森村、杉田村に津出し、と記載され、柳下氏が担当し、杉田方面の郷土史研究家小玉氏、鈴木家、当地上郷高橋家、港南台（元臼杵）の根本家、阿弥陀寺等を調査し、旧古道は 80% は開発され無し、一部尾根道が残り、現地調査歩行も終り皆様と昔の農民の苦しみを味わいながら歩きたく。多数参加を。

①年貢米ルート（推定）の説明会：12 月 2 日（土）13:30～15:00

場所、古民家にて。説明＜柳下＞

②探訪日時：12 月 6 日 小岩井家旧長屋門前 9:00 集合出発。

＜当日 6 時 27 分 NHK テレビ横浜降雨確率 50%以上中止＞

持参：資料、飲み物、弁当不要（杉田駅にて）靴は履きなれた物。

参加者：ふじやま公園登録会員とその紹介者。但し健脚 10.5Km。

コース：小岩井家～駒形観音橋～馬頭観音道標～大橋～上郷フィールド～道路改修記念碑～上郷高校下（古墳案内板）～ひよどり団地～根本家～峰橋～白山神社～タブの木～バス停「坂下」～ゴルフ場入り口～栗木（信）～坪呑中央（信）～杉田坪呑東側（信）～青砥坂（信）T字路～八瀬川商店～京急「杉田駅」昼食各自負担（和、洋あり）

注：歩行時間は 3 時間を予定します。（9:00～12:00） 以上。

平成 18 年 11 月 22 日

柳 下 武

小岩井家古文書に首題年貢米を森村川岸に出す、その後杉田江にとの記載された文書が披露され、本郷地区では当地以外は公田村の年貢米が武州久良岐郡神戸川岸への記録のみで、あとの地区は不明です。興味を持ち推測ルートを調査し、短期間の為、完全データでは無いと思います、これはあくまでも推測ルートとして皆様の参考資料として下さい。

古文書に記載されてる文面は次のとおり。

- 1) 寛保 3 年 9 月 村指出帳 御年貢米武州久良岐郡森村川岸へ弍里附出し御舟積仕候江戸迄之御運賃御定。＜1743＞ 直轄領（八代吉宗）旧旗本領 2 給の一部（高林氏）176 石 7 斗 6 升 2 匁＜牧野氏分？不明＞
- 2) 文政 4 年 村中明細帳 御年貢米海岸出之義ハ武州久良岐郡杉田村江出シきり申候道法二里余ニ御座候。＜1821＞ 藩領（川越藩）396 石 9 斗 壺升九合 33 軒 142 人 馬 3 匹 牛 4 匹 検地 延宝 6 年 成瀬五左衛門
- 3) 享保 5 年 村指出シ帳 御年貢米武州久良岐郡神戸川岸へ五里附出し御舟積仕候 江戸迄之御運賃御定壺分三厘。＜1720＞ 旗本領 3 給と 1 直轄領。 *：御年貢米俵ニ 但し三斗七升入。

以上の他は参考文献の記録と私の推測にて記載します。

- 4) 年貢米に付いては色々と皆様と検討し、玄米（モミは取る）とします。
* 但し、稲の刈り取り、乾燥、唐臼にてモミ取り（伝承では夜鍋にて家族総動員にて期日までに俵づめをする。）品質は上米とする。
- 5) 1 俵には玄米 3 斗 7 升入りとする。・・・公田村と同じとする。
- 6) 年貢米の量は特に記載なし、銭にて支払う分も有るが、今回はデーターより高を 396 石とし、約半分は年貢米＜計算基礎数字＞（参考データーあり）
- 7) 198 石を年貢米の総量とします。（ $198 \times 10 \text{ 斗} = 1980 \text{ 斗}$ ）
- 8) $1980 \div 3.7 = 536 \text{ 俵}$ ・・・納品総数。
重量計算： 白米 1 Kg = 7 合、1 合 = 143 g、1 升 = 1.43 Kg
1 斗 = 14.3 Kg、1 俵 = $3.7 \text{ 斗} \times 14.3 \text{ Kg} = 52.91 \text{ Kg}$
概算： $53 \text{ Kg} + \text{俵概算 } 2 \text{ Kg} = 55 \text{ Kg}$ ・・・1 俵の重さ。
年貢米運送重量： $536 \text{ 俵} \times 55 \text{ Kg} = 29.480 \text{ トン}$ 。＝約 30 トン
- 9) 年貢米の農民持ち費用は村より 5 里まで、船賃、他は受け取り側の領主負担。但し、御定めよりの諸費用を農民側にて負担の実例あり。
- 10) 舟積み場所：森村（現磯子区屏風ヶ浦）杉田村（現磯子区杉田）

神戸川岸 (保土ヶ谷区神戸町天王町駅付近)

- 1 1) 公田村は村より 5 里の保土ヶ谷神戸へ道路良好、大八車、牛車も利用でき帷子川筋は江戸の海運業が盛んで、蔵前に年貢米を納品するには便利に使用出来たと思われるが、鍛冶ヶ谷村は杉田方面に出した理由として何が軽減できたか？。運送距離が短い。但し山坂あり、5 里：2.5 里半分、大八車、牛車の使用？あり。(道路巾 7～8 尺で砂利等の舗装なし)、天気の良い日が続かないと不可能。馬に 2 俵を振り分けに積み運ぶとなると、 $536 \text{ 俵} \div 2 = 268 \text{ 回}$ 、？、大八車は八人力と云われてるが、昔の絵で見ると、一台に 10 俵積み 3 人(先引 1 人後押 2 人)で運ぶ。 $536 \text{ 俵} \div 10 \text{ 俵} = 54 \text{ 台}$ 、杉田まで尾根道を利用する利点は現実には無理かと思われませんが、往きは年貢米、復路は塩、海産物、下肥？等を運んだとする。急坂の登りは馬を利用し、平坦な尾根道は大八車の複合輸送と推測する。＜高橋氏との協議にて：猿田坂さえ登れば臼杵より杉田方面は平坦な下り坂であったとの事。又江戸時代の農民の生活は朝日が上がる頃は仕事し、夜は夜鍋仕事と現在と違う生活事情を頭に入れて推測する事と、注意を受ける。＞

昔の道巾： 人「3 尺」 馬「4 尺」 大八及び荷車 「7～8 尺」

- 1 2) 杉田方面の調査内容に付いては次のとおり。

A) 七曲の開拓碑の台座に寄付者の中にスギタ 鈴木治 0 エ門の刻銘あり、小岩井陽子さんより杉田のご親戚との紹介を受け、調査の糸口とする。現杉田のお米屋にて、元名主との事。詳細は地元の郷土史研究家小玉氏が調査済。現屋号は八瀬川商店(屏風ヶ浦より八つ目の瀬に家があった。)七曲の開拓時明治 12 年 鈴木治左衛門(9 代) 33 歳 現当主憲一様 15 代目との事。

旧鈴木家は杉田字青戸 537 番地にあり、北西側に九十九川の掘割があり、東に海と砂浜が続き、南に東富岡の高台を望む敷地 3,000 坪に及ぶ広大なもので、五代目の当主治左衛門が宝暦年間(1751～63)に武家屋敷のような堂々たる館を建造したという。

B) 磯子郷土研究会 葛城俊氏の記録 (磯子区図書館にて) 7 月 5 日(水)

* 森の津： 鎌倉郡の村々も清水坂を越えて、年貢米をここから江戸に送った。

* 清水坂： 庚申道標に残る村名あり、飯島、下倉田、舞岡、上野庭、下野庭、小菅ヶ谷。＜森四丁目にあり＞

* 船持ち： 久良岐郡森公田村には船持ちが 17 軒あり。元保 13 年(1842) 清四郎 「私敷運送渡世之儀」…古文書

* 送り状より：古文書、安政5年12月21日武州森村 船頭 稻五郎
舞岡の領主、蛭川氏あて送り先の日本橋小網町の商人
市兵衛の連名の陳情書で、回槽業者と江戸商人の連帯が
伺える。“舞岡村御米御積船” 当月御米 50 拾壺俵
＜時化あり＞

* 材木の荷揚げ：天文2年（1533）八幡宮の再建の荷揚げ。
檜木 長さ1丈6尺、 木口1尺2寸。

* 峰 村： 田中村～上之村 33町 巾1間なり。
（マキ、塩のルート）

* 森の津：以上の資料により江戸方面に盛んに船便にて年貢米は運ばれる。

C) フィールドアスレチック高橋氏に昔の道に付いて聞く。6月29日（木）

* 猿田坂について、今の上郷高校をぐるりと廻る道ではなく、道標より
ジグザグのクランクコースにて環境事業工場まで登り臼杵までは平坦
な道で大八車は天気が良ければ使えたのでは？。坂は馬で丘の上は
大八車？。「杉田の濱」までは下り坂、田中、栗木の金沢街道に一旦
出してから運んだのでは。（一部前記載）

D) 小玉忠長氏 地元の梅の研究者、（郷土史も） 7月6日（木）

積み出しについて：杉田は干潮（180m）干潟になるが満潮時に川岸
より瀬船（押出し船、小型の舟）に積み沖の大型船に積み替える。
杉田の舟便に付いては、乾燥海鼠（なまこ）、梅干、塩、の積み出し、
江戸、他よりの「杉田梅林」の観光が盛んであった。
杉田の濱よりの年貢米の津出しは充分考えられる。

ルートは道より見ると① 矢部野～田中～栗木～坪呑み～青砥

② 峰～田中～清水坂～森の津（屏風ヶ浦）

13) その他資料。神奈川県史 2 P215

* 田谷村の年貢米： 津出しは神奈川宿まで運ぶ遠方（5里）なので
1駄につき300文、はしけ1俵につき30文
ほどかかり運賃は1俵につき米1升ずつ領主から
渡され、費用がかかり村も難儀なので、近年
津出しはやらない。文政2年（1819）

神奈川県史 通史編 2 近世 P984

* 小田原の外港として機能を持つ（相模川の河口）：須賀、柳島の湊。

P963

* 享保7年の「定」：浦賀に入る廻船から舟石の十石につき銭三文を取り

たてる。(近く)、遠方は十石当たり六文。

P 2 6 7

*海上運賃：鎌倉郡手広村の場合、旗本大岡氏（片瀬湊～江戸）
14里余、陸上1里余 海上（四斗につき1升4合）
金でなくお米。

三浦半島通史 P 1 9 4

*年貢比率： 4 3 %

*江戸に船便で入港した米： 安政3年、浦賀より江戸に入った米は
（浦賀経由） 年間300万俵（1俵3斗7升入りと
して）111万石の入荷。

郷土史横浜を拓く “田村泰治著” P52

*年貢米： 1俵 3斗7升入り

*浅草米蔵に「蔵米入用」付が税が加算される。：100石につき
永250文

*舟積み岸揚げ移動で米が減る。「口米」「口永」が掛けられ差し
出す。： 口米 10石に2斗8升2合

口永 1貫につき、3拾1文2厘5毛 宛出来候事。と蒔田村
に明記され年貢163石とすれば約4石6斗程の米が追加され
る。

*蒔田村の運賃：野毛浦岸迄道法30町付出し船積みし、御運賃御定め
1分3厘被下え船積み仕候。海上江戸浅草まで10里
但し、1分3厘船積み不申候、6厘100文を加えて
1分9厘にて積み申候。（領主の定めた金額では運ぶ
事が出来ず、百姓が差額を負担する事が行はれてた。

有馬純律氏よりのデーダー（戸塚歴史の会：副会長）

*下倉田村： 馬（1駄3俵）で湊まで運ばれた。久良岐郡神戸浦、

*田谷、長沼村：保土ヶ谷宿の帷子川岸に運ばれ芝生浦に出、羽田沖
を通過して江戸に持っていったという云う事です。

（軽部本陣文書）

*上飯田村： 保土ヶ谷の新町河岸から、船積みした。（現天王町付近）
江戸まで海路13里。

* 大八車・代八車：8人の代わりをする車。「江戸前期頃から主に関東
地方で用いられた。」

* 五大力船：（100石～300石積載出来る）小形船：押送船（おしおくり）

***：以上の資料により推測ルートに付いては下記のとおりとします。

記

文政4年 「村中明細帳」、参考にし推測する。(小岩井家～青砥 10.5Km)
 小岩井家(蔵出し)大八車～駒形観音橋～馬頭観音道標～大橋～フイルドアスレチック(高橋宅)～道路改修記念碑<瀬上の池は出来てる。>～上郷高校下～環境焼却工場～ひよどり団地～<昔の尾根道が残る>～根本家～峰橋(昔は山つづき)～<下は横横高速道路>～白山神社～タブの木～バス停「坂下」～ゴルフ場入り口～栗木(信号)～坪呑中央(信号)～杉田坪呑東側(信号)～青砥坂(T字路信号)～八瀬川商店～京急「杉田駅」散策完了。

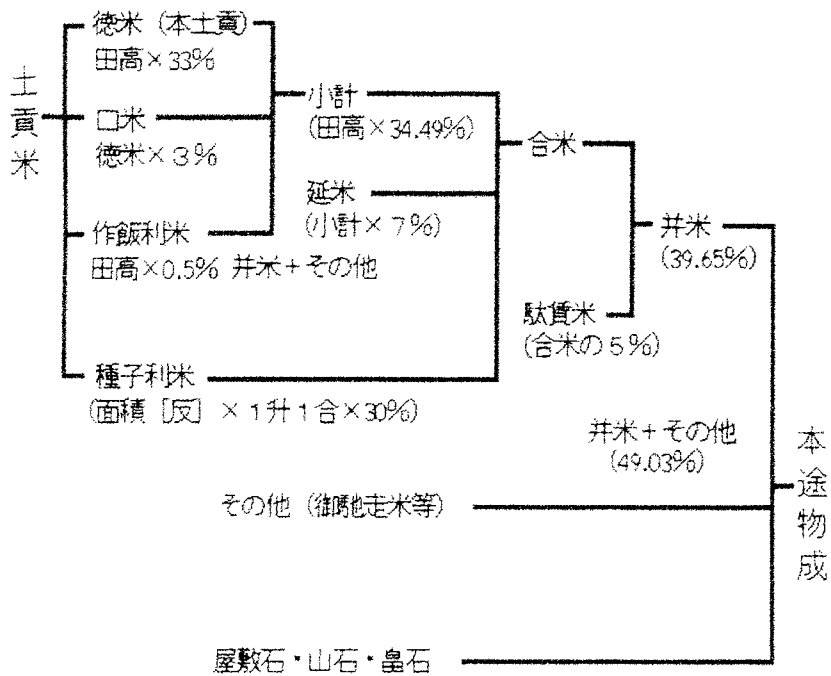
注意事項： 瀬上の池(用水溜池)竣工時期?ついて。

- * 1600年 1000万～1200万人 耕地 206万町(全国)
- * 1730年 3128万人 耕地 297万町(全国)
- * 寛文・延宝年間(1661～1680)限界となる。その後
 海岸部埋め立て、や共同の用地の開発が行なわれた。
 (市歴史博物館展示事項より11月17日)
- * 寛文3年(1743)の鍛冶ヶ谷年貢米森村河岸へ出す。
 (池は出来、又道も出来たと推測する。)
- * 猿田川(用水路)できその河岸の側道が石橋～瀬上谷戸まで同時に
 建設された道と思われる。
- * 臼杵：港南区の最南端、宮ヶ谷村にはいる。7戸
 全戸栄区公田町の永林寺(曹洞宗)1戸は釜利谷の菩提寺。
 その他日野峰は全戸(11戸)浄土宗。
- * 古地図：笹下城址想定図 より見ると。
 猿田坂一山下坂(城の西口)一矢部野一金沢道<田中>
 猿田坂一峰の宿一田中・・・・・・・・金沢道<田中>
 猿田坂一峰の宿一栗木・・・・・・・・金沢道<田中>
- * 日野峰・臼杵を偲んでより。:
 小坪道、宮ヶ谷村道、宮ノ下村道、有るも日野への道路。
 宮ヶ谷村道を江戸道とも云う(榎戸より有る道)。
- * 明治39年頃：40,000の1を拡大して見ると、鍛冶ヶ谷～押切～
 臼杵～峰～2つに別れ1路は金沢街道(田中)
 1路は東丘陵を下り金沢街道(栗木)が見られる。
 この2経路は開発され地図上で見えるのみ。

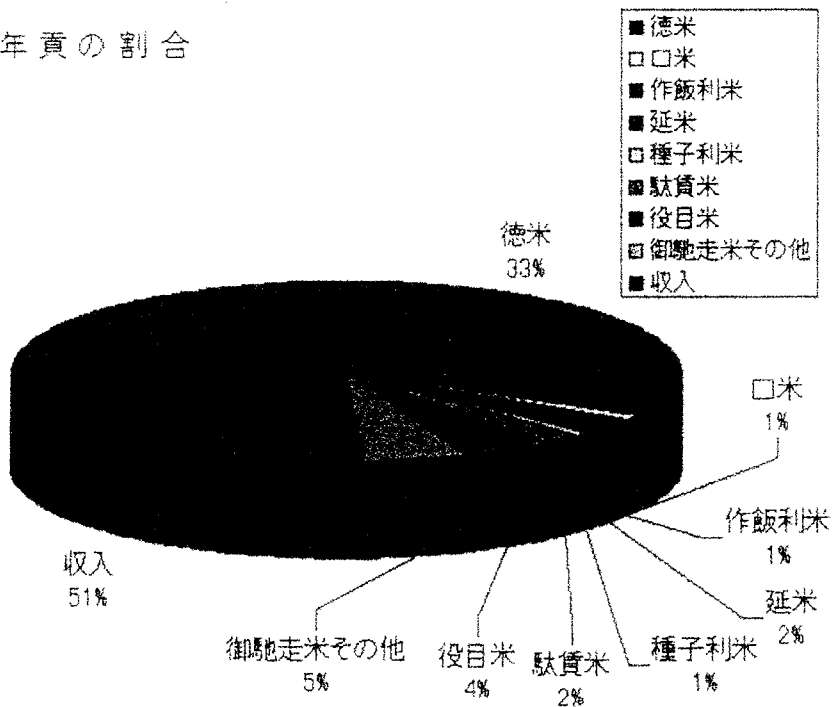
以上より今回の「推測コース」としました。

完

「参考資料 No.1 (一杉氏より)」



年貢の割合



以上、長府古文書同好会の瀧本幸朗先生の講義メモをもとに作成しました。

「参考資料 No.2 (一杉氏より)」

〇米						徳米×0.03
作飯利米						田高1石につき1.66升が元米。その0.3が利米。まとめて田高×0.005としている。
小計	1	4	0	3	8	徳米+〇米+作飯利米
延米						小計の0.07(杉形突分け計りは廃止)
種子元米		1	1	9	2	面積当り1斗1升貸付け
種子利米						種子元米×0.3
合米	1	5	3	7	9	小計+延米+種子利米
駄賃米						合米×0.0494
并米(ひよるまい)	1	6	1	3	9	合米+駄賃米
						田高×0.04
役目米						
総計	1	9	9	5	6	并米+(御鷹米~役目米)で田高の49.03%になる。

※その他に屋敷・山・畠などにかかる税が付加された。

収入の約半分を税として納めていたことになる。以上をまとめると

屋号調査参考資料

《鎌倉郡本郷村の村勢》

		笠間	小菅ヶ谷	鍛冶ヶ谷	桂	公田	上野	中野	合計
天保 12 年 (1841)	戸数	60 戸	79 戸	32 戸	30 戸	60 戸	71 戸	32 戸	364 戸
明治 01 年 (1868)	戸数	不明	88 戸	33 戸	27 戸	59 戸	63 戸	不明	
	人数	不明	544 人	201 人	185 人	381 人	382 人	不明	
明治 09 年 (1876)	戸数	62 戸	100 戸	39 戸	30 戸	64 戸	72 戸	31 戸	398 戸
	人数	338 人	604 人	228 人	176 人	417 人	484 人	195 人	2442 人
	馬	4 頭	12 頭	10 頭	7 頭	15 頭	15 頭	6 頭	69 頭
	人力車	0	0	1 台	0	3 台	0	1 台	5 台
	租地 (田)	40 町	45 町	20 町	11 町	17 町	40 町	17 町	190 町
	租地 (畑)	27 町	39 町	20 町	16 町	35 町	39 町	29 町	205 町
江戸時代	石高	802 石	798 石	396 石	276 石	469 石	671 石	429 石	3841 石
昭和 04 年	戸数								524 戸
	人数								3524 人

出典：県史・戸塚区史・皇国地誌・相模風土記などによります。

昭和 4 年の戸数人数は鎌倉郡本郷村の地番反別入図によります。

備考：笠間は山之内荘小坂郷に属し、小菅ヶ谷・鍛冶ヶ谷・桂・公田・中野・上野は山之内荘本郷に属しておりました。明治 22 年にこれらを併せて本郷村となりました。

木島様

家に帰って早速年貢米についていくつかの資料を調べ、抜粋してみました。

年貢米が粳米だったか、玄米だったかについては、以下のページの資料では玄米だったようです。（備蓄保存用は粳米を指定される場合もあったでしょうが。）

品川近辺の村々の年貢米の運搬について資料がありましたので付け加えました。

参考までに柳下さんにもお伝えしていただければ幸いです。

12月6日は残念ながらどうしてもはずせない用事があり参加できません。

後で資料や地図などをいただければ自分で歩いて見ます。

— 杉

松代藩 二斗八升の訴え

江戸時代の延宝2年（1674年）のことです。当時商人が経済力を持ち始め、大名は赤字に悩むようになります。松代藩も赤字財政に悩み、藩主真田幸道（真田幸村の甥）は粃一俵（5斗3升）は定米（玄米）3斗であるとお触れを出します。隣の上田藩では2斗5升となっていたので、松代藩の農民からは幾度となく年貢米を減らしてほしいという嘆願が出されていました。しかし松代藩は一向に改める様子がなく、善光寺平らの農民は幕府に直訴する以外にないという意見で一致します。しかし直訴は厳しく禁止されており、もしこの掟を破れば計画したものは死罪、家族親戚も罪に問われたので、誰も名乗り出る者がありません。

ある夏の夜、善光寺平の名主たちが善光寺の境内に集まり相談しましたが誰もが「困った」というのみで話が進みません。このとき南高田村にすむ助弥という青年が「もし先頭に立つ名主がいなかったらね私がこの村の農民の苦しみをなくすために幕府へ直接訴えの手紙を届けようと思う」と話しました。すぐに訴状がしたためられ、首謀者がわからぬよう傘連判状に名前を書いて幕府に届けました。幕府は願いを聞き入れ「松代藩の状況を調べた上、年貢米の取り立て方法を改めるように松代藩に命ずる」ということになりました。驚いた松代藩は関係者を逮捕して取り調べを始めます。なかなか首謀者はわかりませんが遂に助弥であることが発覚し、白州に引き出されます。助弥は少しもわるびれることなく、「私たち農民は大変困っています。ぜひ1俵を2斗8升にしてください」とはっきり主張しました。そして大きな臼を持ってきてもらい、1俵の粃をひいて玄米が2斗8升になることを証明してみせました。

命だけは助けてほしいと沢山の農民から嘆願書が寄せられましたが松代藩は聞き入れず助弥は死罪と決まり、松代城北東の鷲打ち峠で斬首されます。「私の体と骨が細切れにされ、肉が塩漬けになろうとも、城主様が玄米が2斗8升というお許しをいただければそれだけで私のこの世に生まれてきた者として最高の喜びです」というのが最後の言葉だったと伝えられています。このときわずか18歳であったそうです。

罪を許されて生き残った名主たちは、処刑された助弥や他の名主の冥福を祈って善光寺の境内に精糖を建てました。また村人は天神社（菅原道真を祭る）と偽って小さな社を建て、助弥の偉業を忘れないようにしたとされています。これは今も伊勢社の隣に祭られています。また原久司宅や公会堂にも祭られています。

処刑の後、松代藩は2斗8升とすることを許したと伝えられています。

天領 高山 御蔵

元禄8年(1695)に高山城三之丸から移築され、年貢米を収蔵したこの御蔵は、当時2棟あったが現存するのは1棟のみ。日本最古で最大規模の御蔵であるという。

年貢米俵は、天領俵とも菊俵とも呼ばれ、玄米4斗に込米（こめまい）1升を入れて1俵とした。込米は年貢米の自然乾燥などによる減量を補うために納める米で、付加税となる。

大野郡丹生川村は高山市の東にあって、村の中央部を東西に国道一五八号が通っている。南東に乗鞍岳（三千二十六メートル）がそびえ、その山裾に広がる村である。『日本書紀』に伝説の巨人、「両面宿禰」が登場しており、飛騨国内では最も早く史書に記された地域である。

■長い歴史のある農業立村

元禄五年（一六九二）、飛騨は金森氏の支配地から徳川幕府の直轄地、つまり天領となった。そして元禄七年（一六九四）から八年にかけて飛騨国内全村の検地が行われた。丹生川村関係をみると

小八賀郷 二十七ヵ村で三千七百十一石、

荒城郷 五ヶ村で四百十一石

であり、合わせて四千二百二十二石であった。産米のほとんどは年貢米として高山の郷倉へ運ばれた。余った分は少しばかりの保有米のほかは米商人や酒屋へ売られ、不足分は越中から買い入れた。

それから百八十年後の明治八年（一八七五）に小八賀郷の村名が丹生川村に改められた。

万葉集にある柿本人麻呂の

飛騨ひとの 真木流すてう 丹生の川

言（こと）は通へど 船は通わず

の歌から村名が決まったと伝えられている。その当時の物産取調高によると

玄米上 千四百四十八石

玄米中 千六百四十九石

玄米下 二千五石

という記録があり合計五千二百二石である。元禄時代から百八十年後には約千石も増産されているのは驚きである。理由としては諸説あって定かではないが、山間地までも水田が開かれたとか、農耕技術特に肥料（干鰯・石灰など）が導入されたことなどが考えられる。

天明八年（一七八八）の明細帳によると、この地域内三十二ヵ村の生産高を、農家数で割ると、一戸平均五・五一石になる。つまり八百二十六・五キロで約十四俵である。

肥料はもちろん当時は人や牛馬の糞尿であったが、寛政十二年（一八〇〇）には大菅村の六兵衛が肥料用石灰を焼いたという。石灰を焼いた窯が折敷地や下保に残っている。今では木や草に覆われているが、窯の石積みはまだしっかりとしている。窯といえば櫓を燃やし芝草を燻（いぶ）す焼土・灰を作り肥料にするいわし窯も北方にあって、この窯は今でも十分に使用できそうな立派な窯である。

文政十一年（一八二八）に半田村の初兵衛が北国より干鰯（ほしか）を買い入れ肥料に用いたところ、石灰より安く便利で米の質もよいというので村内にも広まった。一方、石灰を水田の肥料に使うと土地を締めるためによくないとして、天保十二年（一八四一）に禁止令が出され、慶応二年（一八六六）になるとさらに石灰使用は厳禁となり、干鰯を奨励したと村史にある。

牛馬の飼育は馬が主流だった。天明八年（一七八八）の明細帳によると牛は四十九頭、馬は三百三十三頭で、その他が五十九頭となっていて、馬は全体の八十七パーセントを占めていた。これは水田の農耕用には馬の方が適していたためと思われ、牛は主として運搬用だったからのようだ。

戦後は栽培技術の向上、品種改良、ほ場整備が進んで生産量は飛躍的に伸び昭和四十三年の平均反収は五百十四キロ、村の総収穫量は三千二百三十トン（五万三千八百俵）にも達した。

■江戸の農業

説明するにあたり便宜上から江戸時代を前期と後期に分ける。前期と後期の境は西暦何年と明瞭に言えない。近世史家は概ね元禄・享保（1688-1735）以後を後期としているので、ここでもそれに倣うことにする。ただし農業においては、江戸前期は歴史の流れとして豊臣秀吉の施策、「太閤検地」が入ってくるのでご了解を願いたい。

■前期の農業

鎌倉時代から行なわれてきた租税制度・貢高制を廃止し、石高制を布き新たに検地における面積単位を定めた。6尺3寸竿を1間とする方1間を1歩、30歩を1畝、10歩を1畝、10畝を1段、10段を1町とする町・段・畝の十進法が採用され、この単位によって土地の石高がきまった。

土地には等級があった。肥え具合、平地か斜面地か、農家から遠いか近いかなどから等級を定め、各等級ごとに1段あたりの玄米収穫高を決め、これを段別に乘じてその土地の石高を公定した（石盛と書く）。文禄3年（1594）の制では、つまり徳川家康が将軍に就任する9年前であるが、1段につき上田＝1石5斗、中田＝1石3斗、下田＝1石1斗、畑の場合は上畠＝1石2斗、中畠＝1石、下畠＝8斗、屋敷地は1石2斗であった。

こうして各百姓の保有地の石高が決まり（百姓持高）、村全体の土地の石高（村高）、そして大名領地の石高が決まった。年貢を直接負担するのは検地帳に記載された百姓（高持百姓）だが、大名は年貢を村単位に課した。年貢徴収法は検見法であり、酷い凶作の年は減免されたが「五公五民」「六公四民」と言う高さであり、原則的に検地帳に記載された本田畑に米麦などの食用作物以外のものを植栽することは禁止されていた。

水田の裏作（冬作）に麦、畑の夏作に粟・稗・大豆などが栽培された。肥料は村の共同採草地としての入会山（いりあいやま）で刈り取った刈敷や、馬牛などの厩肥、灰が主要なもので人糞尿は補助的なものだった。主な農具として一般の百姓＝夫婦子供の単婚小家族＝小農・本百姓が使用したのは平鍬だった。上層百姓は代掻きに家畜を利用し、尾張・飛騨・越中より北は馬、加賀を除いた西南は牛を用いたと言う。

2-5 米が貨幣代わりになった

稲作が全国的に伝播し食料生産における比重が高くなると、必然的に国家的な規模での経済機構に組み込まれるようになってきます。初めて収穫したイネを集団の首長に献上するという習慣は、東南アジア各地の稲作社会でもみられ、日本の古代においても初穂饗礼としておこなわれていました。こうした饗礼が、単に首長の権威を象徴するためのものでなく、後には人びとを支配し、貢納品を富の集積とする税制にまで発展していきます。

田に対する税として現物である米を納める制度は、古代から明治時代の地租改正にいたる実に長い間日本社会で継続されていたのです。

米が日本人の食生活のうえで中心的な役割をもつようになるのは、古墳時代に入ってから、とくに大和朝廷が全国をほぼ統一した4世紀後半以降のことです。朝廷は、屯倉（みやけ）、すなわち朝廷の直営耕地を全国各地におき、当時としては進歩的な稲作栽培技術を駆使して、イネを栽培していました。また、朝廷は、水田を整然とした区画に分ける条里制を実施し、国民ひとりごとに、一定面積の水田を口分田（くぶんでん）として割りあて、収穫を田租として納めることを義務づけた班田収授制を652年に実施しました。

口分田（くぶんでん）

班田収授法（652年）により、一生の間使用を許された一定面積の田。口は人のことで、人ごとに分けあたえる田の意味です。この規定は大宝律令によって整えられました。大化改新による公地公民制に基づいて、6歳になれば良民男子は2段、同女子はその3分の2が与えられました。